

アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称
根室市アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道根室市
- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

根室市は北海道の東部に位置し、江戸時代には東蝦夷地の範囲に含まれ、市内には多くのアイヌ語地名が残っている。アイヌ語地名の例として、自治体名になっている根室は「ニ・ムイ（木々が多き湾）」、本土最東端の地で、北方領土である歯舞（はぼまい）群島や国後（くなしり）島が望める納沙布（のさっぷ）岬が所在する納沙布は「ノツ・シャム（岬のそば）」、幕末期にコタンがあった穂香（ほにおい）と幌茂尻（ほろもしり）はそれぞれ「ポン・ニ・オイ（寄木多いところ）」、「ポロ・モシリ（大きい島・国）」などがあげられ、現在の行政区画名の多くでアイヌ語地名が由来となっている。

16世紀頃からこの地域のアイヌ民族は、ラッコなどの毛皮を用いた特徴的な交易を和人との間で行っていた。江戸時代には動物毛皮やワシの羽などは「軽（かる）物（もの）」とよばれ、和人社会で珍重され、軽物の生産地として重要な地域となっていた。18世紀後半には、この地域のアイヌ民族は軽物を手に入れるため、千島列島で千島アイヌやロシア人と接触することもあったようで、広い範囲で交易を行っていたと考えられている。

根室市内にはアイヌ民族が聖地、見張り場、砦などの用途として築いたチャシ跡が32か所現存しており、うち24か所は「根室半島チャシ跡群」として、文化財保護法に規定する「史跡」として、1983年（昭和58年）と、翌1984年（昭和59年）の二度に分け、当時の文部大臣より指定されている。

根室半島チャシ跡群は大規模なチャシ跡が多くみられることが特徴で、海産物や軽物などの特産品による経済力を背景としたアイヌ社会が存在したことを示している。

ところが、1789年に国後島、標津（しべつ）・羅臼（らうす）地方のアイヌ民族が、和人による支配に対し蜂起（ほうき）する事件が起きる。この事件はクナシリ・メナシの戦いとよばれ、アイヌ民族と和人双方に犠牲者が出た。同じ時期にロシア人が根室にたびたび来航するなど、重大な事件が相次いで起きたことから、和人による支配が進む中、アイヌ民族独自の生活が困難になり、アイヌ社会や文化の維持に大きな打撃を与えたとされる。また、明治初期から開

拓使根室出張所が置かれるなど市街化が進んだことで、和人社会の関与が大きくなり、地域に固有なアイヌ文化の伝承が失われていったと考えられる。

根室市では1983年5月に北海道アイヌ協会根室支部（2014年より根室アイヌ協会）が設立され、2020年1月現在31名の会員が所属している。現在、根室アイヌ協会が主催する「ノツカマップ・イチャルパ」は1974年から開催されている歴史のある慰霊祭で、クナシリ・メナシの戦いで犠牲となったアイヌ民族の先祖供養を行うものである。イチャルパでは和人数側の犠牲者も弔い、長くアイヌ民族と和人数が共にイチャルパを実施することで、この地域のアイヌ史理解に大きな役割を果たしてきている。

このようななか、2006年に（公財）日本城郭協会が選定する「日本100名城」の一つに「根室半島チャシ跡群」が選定されたことにより、歴史観光ツアー等の来訪者が増加傾向にあり、2016年には地元の考古学研究者から貴重なアイヌ関係資料が多数寄贈されたことなどから、当市における特徴的なアイヌ文化遺産の継承とさらなる活用に向け、資料の調査研究を行い、その成果の情報発信や、市民や観光客にもわかりやすい展示の充実など、アイヌ文化遺産の観光プロモーションへの対応が喫緊の課題となっている

※アイヌ関連団体

根室アイヌ協会

（設立：昭和58年5月）

※アイヌ文化等関連施設

根室市歴史と自然の資料館

所在 北海道根室市花咲港209番地

現況 平成2年4月1日根室市郷土資料保存センターとして運営開始

平成16年10月に博物館に相当する施設として指定され、根室市歴史と自然の資料館に名称を変更（根室市教育委員会運営）

根室半島チャシ跡群の資料展示、根室市指定有形民族文化財「アイヌ生活用具」所蔵

北海道立北方4島交流センター（ニ・ホ・ロ）

所在 北海道根室市穂香110番地9

現況 平成12年2月運営開始（設置者：北海道 指定管理者：根室市）

夷酋列像（いしゅうれつぞう）の複製展示の他アイヌ民族関係の資料展示（夷酋列像とは、1789年（寛政元年）クナシリ・メナシの戦いの際、松前藩に協力した有力なアイヌの首長・指導者が一人ずつ、計12枚描かれたもの。）

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

【概要】

根室市ならではのアイヌ民族の証を次世代へ継承し、また情報発信し内外に伝えることにより、アイヌ文化と地域の振興を図ることを目的とする。

(3) 数値目標

事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業
K P I	歴史と自然の資料館入館者数	根室半島チャシ跡群来訪者数
令和2年度(基準年度)	3, 550人/年間	3, 440人/年間
令和3年度	3, 610人/年間	3, 530人/年間
令和4年度(中間年度)	3, 670人/年間	3, 660人/年間
令和5年度	3, 700人/年間	3, 800人/年間
令和6年度(最終年度)	3, 760人/年間	3, 900人/年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

① 歴史と自然の資料館アイヌ関係展示拡充事業・・・根室市ならではのアイヌ関係の展示を拡張・充実させ、また、出土品や民具など遺物の科学的分析、貴重な遺物の保存を行い、それらの成果を展示等に活用し、市民・観光客への情報発信はもちろんのこと、関係研究機関への資料提供なども含め、アイヌ文化・歴史関連の観光プロモーション事業として実施する。

②根室半島チャシ跡群等活用促進事業・・・国指定史跡根室半島チャシ跡群のバーチャルリアリティによる展示や多言語音声案内化をし、市民・観光客へ情報発信し、また、国内外の観光客等にも対応した、アイヌ文化・歴史関連の観光プロモーション事業として実施する。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

5 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和2年度～令和6年度

事業費：37,756千円

(3) コミュニティ活動支援事業

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■ 4-3に記載する事業は、アイヌ文化関連の観光プロモーションを実施することにより、観光等で訪れた国内外の方々にアイヌ文化について広く造詣を深めていただくことにより、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

■ 4-3に記載する事業は、根室市教育委員会が企画し実施するものであり、反社会的勢力やその関係者とは関与はありません。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■ 事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である根室市教育委員会、歴史と自然の資料館が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■ 事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、事業担当部署である根室市教育委員会、歴史と自然の資料館が特定もしくは想定している業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■ 地域住民の意見聴取

計画の策定に当たっては、根室アイヌ協会、ボランティアガイド団

体、歴史研究サークルなどの地域住民に意見を聞いているが、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIである根室市歴史と自然の資料館入館者数、根室半島チャシ跡群の来訪者数について実績値を公表する。また、根室市観光協会などの外部機関と連携し目標の達成状況について検証し、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施に反映する。

(2) 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、根室市観光協会などの外部機関と連携し各事業の効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況にかかる評価結果の公表の手法

目標の達成状況にかかる評価結果については、根室市公式ウェブサイトにて公表する。

9 法第10条第4項に規定する事項を記載する場合には、法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

該当する事業はありません。

10 法第10条第5項に規定する事項を記載する場合には、内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

該当する事業はありません。